

最新の裁判例からみた 「商標の類似」と商標権侵害の判断基準

難易度
中級

～商標の類似、商品・役務の類似、商標的使用、商標権の効力の制限をどう判断するか?～

平成 28 年 10 月 27 日 (木) 10:00 ~ 17:00

講 師 青木 博通 氏 ユアサハラ法律特許事務所 パートナー・弁理士



- ◆商標が類似するか否か、商標的使用に該当するか否かは、実務上、最も判断の難しい問題です。そこで、本講座では、商標権侵害の要件である、商標の類似等について最新の裁判例に基づき、その判断基準を解説します。
- ◆また、販促品、商品の改変、インターネットなど、商標権侵害の論点につきましても、裁判例に基づき解説します。
- ◆さらに、商標権侵害への対応策を、攻めと守りの視点から解説し、最後に日本に上陸してきた米国における商標権侵害の判断基準についても言及します。
- ◆本講座を受講することにより、商標の類似の判断のスキルを身につけることとともに、商標権侵害へ、攻めと守りの視点から対応することができます。

<解説内容>

- | | | | |
|--|---|---|--|
| I. 商標権侵害になる場合 (商標権侵害の要件)
1. 商標の類似 (文字、図形、結合、著名)
2. 商品・役務の類似
3. 商標の使用 (条文への正確な当てはめ)
4. 商標の使用
5. 救済措置 (民事・刑事) | II. 商標権侵害の論点 (侵害が微妙なケース)
1. 販促品 (ノベルティ)
2. 商品の改変 (詰替え、小分け、改造、再包装)
3. 打ち消し表示
4. 禁反言 (エストッペル)
5. インターネット (URL、検索連動型広告、メタタグ)
6. 販売店の責任
7. 名刺における使用
8. オリンピックとアンブッシュマーケティング | III. 商標権侵害への対応策
1. 攻める場合
(1) 権利の有効性の確認
(2) 証拠の収集
(3) 商標権侵害要件の主張・立証の準備
(4) 警告状送付と信用毀損・和解・裁判・税関
2. 守る場合
(1) 商標的使用論
(2) 商標法26条 (商標権の効力の制限、普通名称化)
(3) 先使用権
(4) 権利濫用と準用特許法104条の3 (商標権等の権利行使の制限)
(5) 真正商品の並行輸入 | IV. その他
1. 米国における商標権侵害判断基準の日本上陸
2. 商標権と不正競争防止法との関係
3. 商標権侵害における「類似」、権利形成 (出願)、不正競争防止法2条1項2号における「類似」の違い
4. 商標権侵害における「使用」と不使用取消審判における「使用」の違い |
|--|---|---|--|

◆弁理士の皆様へ この研修は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。本講座を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として5.5単位が認められる予定です。

◆本講座は、企業や法律・特許事務所における実務経験2年~5年の方々にとって、最適な講座です。

◆日 時：平成28年10月27日(木) 10:00~17:00

◆会 場：発明会館7階 研修ルーム

◆定 員：50名

◆講 師：青木 博通 氏 ユアサハラ法律特許事務所 パートナー・弁理士

◆受講料：会員16,500円・一般19,000円（※消費税8%込み）

◆申 込：FAXもしくは、HPからお申込下さい。（<http://www.jiii.or.jp> 「知財ist研修・スポット講座他」）